令和7年度 帯状疱疹ワクチンの定期接種のお知らせ

令和7年度より5年間、65歳以上の5歳刻みの年齢になる年度の人(令和7年度は下記対象者)を対象に、帯状疱疹ワクチンが定期接種となりました。**定期接種の機会は一生に一度**のため、希望する人は対象年度内に接種してください。 帯状疱疹ワクチンの接種は、義務ではありません。自らの意思で接種を希望する場合に接種してください。

令和7年度 定期接種対象者

▼豊中市に住民登録がある人で、下記対象生年月日の人

60~64歳	ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能障害による身体障害者手帳1級所持者もしくは同程度の人 ※接種時に身体障害者手帳の写しまたは1級相当であるという医師の診断書の提出が必要です。
6 5 歳	昭和35年(1960年)4月2日~昭和36年(1961年)4月1日生まれの人
70歳	昭和30年(1955年)4月2日~昭和31年(1956年)4月1日生まれの人
7 5 歳	昭和25年(1950年)4月2日~昭和26年(1951年)4月1日生まれの人
80歳	昭和20年(1945年)4月2日~昭和21年(1946年)4月1日生まれの人
85歳	昭和15年(1940年)4月2日~昭和16年(1941年)4月1日生まれの人
90歳	昭和10年(1935年)4月2日~昭和11年(1936年)4月1日生まれの人
9 5 歳	昭和 5年(1930年)4月2日~昭和 6年(1931年)4月1日生まれの人
100歳以上	大正15年(1926年)4月1日以前の生まれの人

令和7年度 接種期間 ※期間外は任意接種(全額自費)

令和7年(2025年)4月1日~**令和8年(2026年)3月31日**まで

接種ワクチン・回数・費用等

以下の①②の2種類のワクチンからどちらか一方のみを選択し、規定の回数を接種してください。 <u>片方のワクチンを接種後、もう一方のワクチンを再度接種することはできません。(交互接種不可)</u> ※各ワクチンの詳細については別紙「厚生労働省資料」を参照してください。

ワクチンの種類	①生ワクチン (ビケン)	②組換えワクチン(シングリックス)
接種回数	1 回 / 皮下注射	2 回 / 筋肉内注射 1回目から 2か月以上(標準的には2~6か月) の間隔をあけて2回目を接種 ※免疫不全者等、医師が早期の接種が必要と判断した場合は1か月以上の間隔で接種可能
一部負担金 (★)	4,500円	11,000円×2回(計22,000円)
発症予防効果	接種後1年時点で約60% 接種後5年時点で約40%	接種後5年時点で約90% 接種後10年時点で約70%
その他	 任意接種の場合は1回8,000円~10,000円程度かかります。 生ワクチンは、免疫不全者及び治療(副腎皮質ステロイド剤、免疫抑制剤、抗リウマチ剤、抗悪性腫瘍剤等)により免疫抑制状態の人は接種できません。 加制状態の人は接種できません。 ロクチンを接種してください。 	 任意接種の場合は1回22,000円~25,000円程度(2回で4~5万円)かかります。 令和8年3月31日までに2か月以上の間隔をあけて2回目を接種するためには、遅くとも令和8年1月31日までに1回目を接種する必要があります。令和8年4月1日以降は任意接種(全額自己負担)となります。

(★)接種対象者のうち次の⑦~⑦のいずれかに該当する人は、事前の申込により一部負担金が**無料になる証明書**

(<u>一部負担金不要証明書</u>)を発行します。

- ⑦ 生活保護世帯に属する人
- ④ 世帯全員が市民税非課税の人
- ウ 中国残留邦人等支援給付対象の人

※令和7年1月2日以降に豊中市に転入した場合は、 介護保険料決定通知書、休日・夜間受診票等、課 税状況または生活保護受給状況が確認できる書類 が必要です。

裏面へ つづく

帯状疱疹ワクチン「接種券」について

帯状疱疹ワクチンの定期接種には<u>「帯状疱疹ワクチン接種券」が必須です</u>。必ず医療機関へ持参してください。

帯状疱疹ワクチン 【1回目】接種券	緑色の 圧着 はがき	・ 年度当初に対象者全員へ郵送しています。 ・生ワクチン1回目または組換えワクチン1回目を接種する際に 医療機関へ提出してください。
帯状疱疹ワクチン 【2回目】接種券 ※組換えワクチン接種者 のみに発行	黄色の はがき	・(組換えワクチン接種者のみ) <u>医療機関から市に1回目の予診票が</u> 届き、接種を確認後、接種月の翌月以降に対象者へ送付します。 ・豊中市外で1回目を接種した場合等は、送付が遅れる可能性があります。急ぎ発行が必要な場合はご連絡ください。

※接種の際には接種券の他、氏名・生年月日・住所が確認できるもの(マイナンバーカード等)もお持ちください。

接種方法

豊中市内取扱医療機関へ事前に予約して接種してください。

医療機関一覧表は、保健所(中桜塚)に設置しています。または市担当へご連絡ください。豊中市ホームページにも掲載しています。

▶特別な事情により、豊中市以外の他市区町村で接種する場合

吹田市・池田市・箕面市 摂津市・豊能町・能勢町 事前の手続は不要です。

豊中市の予診票が必要な場合はお問い合わせください。

ページ (医療機関一覧 はこちら)

豊中市ホーム



豊中市 帯状疱疹ワクチン

検索

上記以外の市区町村

「予防接種市外実施依頼書」が必要です。

必ず**接種前**に、担当課までご連絡ください。 「依頼書」を医療機関へ提出し、接種後一旦全額お支払いの上、 後ほど還付の手続きとなります。(還付金額に上限あり)

問合せ・申込先

帯状疱疹ワクチンに関する問合せ及び<u>「接種券」の再発行</u>、<u>「一部負担金不要証明書」・「予防接種市外実施依頼書」の発行申込</u>は下記の担当で受付しています。

豊中市保健所 健康危機対策課 ワクチン係 〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1 **2 06-6152-7329** (受付時間: 平日9:00~17:15 12/29~1/3を除く) FAX: 06-6152-7328

▶各申込書は市ホームページにも掲載しており、郵送での手続きも可能です。

▶申込期間 : 令和7年4月1日(火)~令和8年3月31日(火)まで

※<u>申込は保健所(中桜塚)でのみ受付しております。市役所・出張所・保健センターでは受付して</u> おりませんのでご注意ください。

●各申込は市ホームページから**電子申込も可能**です。 (市ホームページにてお知らせします)



電子申込はこちら↑

帯状疱疹について

帯状疱疹とは、過去に感染した水ぼうそうのウイルス(水痘・帯状疱疹ウイルス)が、加齢やストレス等で免疫機能が低下した際に再活性化し、水ぶくれを伴う発疹が、身体の片側に帯状に現れる病気です。強い痛みを伴うことが多く、症状は3~4週間程続きます。多くは腕や胸、背中に症状が出ますが、顔や目、頭などに現れることもあります。

日本人の成人の90%以上がこのウイルスを持っていると考えられており、80歳までに約3人に1人が帯状疱疹を発症すると言われています。

帯状疱疹の合併症として、神経が損傷されることで、皮膚の症状が治った後も、数カ月、時には数年も痛みが残ってしまう、**帯状疱疹後神経痛(PHN**)があります。PHNの痛みは、「刺すような痛み」や「焼けるような痛み」と表現され、50歳以上で帯状疱疹を発症した人のうち、約2割がPHNになると言われています。 帯状疱疹は、70歳代で発症する人が最も多くなっています。

帯状疱疹ワクチンの効果及び安全性等についての詳細は別紙「帯状疱疹の予防接種についての説明書(厚生労働省資料)」を参照してください。 (市ホームページにて公開)

【問合せ先】豊中市保健所 健康危機対策課 ワクチン係 〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1 電話:06-6152-7329 FAX:06-6152-7328